

山田町復興推進計画

平成28年5月11日

平成29年6月16日変更

岩手県山田町

1 計画の区域

岩手県山田町

2 計画の目標

東日本大震災により、中心市街地や沿岸部に点在する集落など町内全域にわたり、店舗、事業所、住宅などが壊滅的な被害を受けた。特に、従前から商業機能や行政機能などの中核を担っていた中心市街地は、津波による流出と大規模火災による焼失によりこれらの日常生活に欠かせない機能が著しく低下している。また、事業所数や従業員数もいまだ回復していないことから、労働者人口が減少し震災前から高齢化率が30%を超える状況に一層拍車をかける懸念がある。

町全体の復興に向けては、社会情勢の変化や本町の特性、復興事業による都市構造の再編などを考慮した上で、町の中核機能を有する中心市街地から復興していくことが必須である。

本町としては、山田町復興計画に基づく都市構造の再編を踏まえ、JR陸中山田駅東側を中心に周辺を含む区域を「中心市街地」と位置付け、コンパクトな市街地を形成し、商店、飲食店やサービス施設、宿泊施設など様々な施設を誘導するとともに、町内最大の災害公営住宅を設置し、賑わいのある空間づくりを目指すこととしている。また、中心市街地が将来にわたって持続していくためには、交流人口の増加、地域特性を活かした産業の強化など、まちの魅力そのものを高めていく必要があることから、同エリアのうち、商業施設だけでなく金融機関などの生活利便施設を複合的に集積させ、中心市街地の賑わい創出を先導する役割を担う拠点的商业地を「まちなか」と位置付け、住民生活を支える商業・サービス業などの生活利便性の高い機能を提供することにより、町民生活や地域経済の拠点として、復興を先導していくこととしている。

中心市街地の商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に商業を戻すのではなく、同地区及びその周辺に配置される災害公営住宅、まちなか交流施設及び山田町ふれあいセンターなどの公共施設と一体で効率的・効果的な配置・整備を行うとともに、子どもから高齢者までの町民生活に欠かせない機能を集約化していくことを目指している。

また、行政や文化施設が集中する町役場周辺への動線も考慮し、利便性の高い都市機能の構築と、安心安全かつコンパクトな中心市街地の形成を目指していく。

本計画における復興産業集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域へこれらの立地誘導を促進し、賑わいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわ

たり持続可能なまちづくりと安定した雇用の場の提供を目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町の中心市街地は、居住人口も多く当町の伝統、文化、経済などの中心地でもあり、店舗や事業所が集積していた地域であるが、今回の震災によって町民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けた。加えて、震災前から続く商業力の低下傾向や復興途上である現状を考慮すると、今後、地元における消費者の経済活性化を図るためには、町外へ流出している消費者を中心市街地へ引き戻すことが重要であることから、以下の取組の推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) 地域に密着する商業・サービス業の集積

震災前から本町で営業していた事業者を中心に、町民の気風や生活形態に合った、生活を支える小売店や飲食店を主とする商業、居住者の日常生活に必要な生活関連サービス業の集積を目指す。

また、生活利便性の向上を図ることにより消費活動以外の来街目的を生み出すことで、来街者を増大させ、副次的に消費活動に繋げることを目的として、金融機関など生活する上で必要不可欠な機能を商業と合わせて集積するとともに、同区域の中心に大型駐車場を配置することで、交通手段の約9割を占める自動車による来街に対応する。

(2) 中心市街地地区における住宅の整備

中心市街地周辺地区において、震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備するなどして、同地区で安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

(3) 各種施設機能の活用による誘客イベントの開催と町民交流の促進

商業・公共施設等の生活利便施設の集約により域内での利便性が向上するメリットを生かし、共同店舗棟・戸建店舗商店街における地域イベントを近隣の住宅地や災害公営住宅に居住する住民らと協働して開催することにより、区域内に人の流れを生み出し、まちの賑わいの再生・強化に取り組む。

また、民間の宿泊施設が配置される予定であることから、商業者が魅力あるサービスを提供することにより、交流人口の増加と町全体の活性化を図る。

4 復興産業集積区域の区域

別添【資料1】に示すとおり。

「山田町中心市街地形成エリア復興産業集積区域」

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び

実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行（中央銀行を除く）、63 協同組織金融業、67 保険業（保険媒介代理店業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、742 土木建築サービス業、746 写真業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く。）、881 一般廃棄物処理業、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、922 建物サービス業、923 警備業、9293 看板書き業

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

中心市街地は、居住人口も多く当町の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。今回の津波被害により、店舗や事業所などが壊滅的な被害を受けたことから、雇用機会の確保のためには商業施設等の復活が不可欠である。加えて、今まで以上に利便性が高く、歩いて回れるコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、雇用の場を提供することが期待される。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。(別添【資料2】参照)

【設定の理由】

当町は、東日本大震災により、強烈(震度5弱)な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

死者数等の人的被害は、当時の人口の約4.3%、住家被害は、全家屋の約46.7%に及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じた。

町内の公務を除く事業所数は、震災前の平成21年が896事業所であったのに対し、平成26年は589事業所と大幅に減少している。今もなお117事業所が仮設店舗で営業しており、町内の事業所や雇用者数は、いまだ震災前の水準に達していない状況である。(別添【資料3】参照)

③特別の措置

(ア) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条から第40条の規定に基づく措置)

(イ) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 山田地区津波復興拠点整備事業(実施主体:山田町)

山田地区は町の中心的機能を担う地区であることから、早期復旧に向けた事業手法として本事業を導入し、拠点的商业地にふさわしい商業施設や業務施設、公共・公益的施設等を再整備し、復興事業全体を先導・牽引するとともに、町民の暮らしと生業の早期再生を目指す。

イ 山田地区都市再生区画整理事業(実施主体:山田町)

山田地区住民の安全を確保するとともに、土地区画整理の手法を用いて、地盤嵩上げ等による市街地の復興を促進する。

ウ 山田国道45号周辺地区都市再生区画整理事業(実施主体:山田町)

災害危険区域に指定されている区域において、土地区画整理の手法を用いて、国道45号の整備とともに産業用地として再整備を図る。

エ 都市防災推進事業—復興まちづくり計画策定(実施主体:山田町)

住民説明会やアンケート調査などにより住民意向を把握し、各地区における土地利用方針や道路等公共施設の整備方針など、復興に向けたまちづくりの指針として復興まちづくり計画を策定する。

オ 山田地区市街地再生のための基本計画（産業集積等事業化計画）策定事業（実施主体：山田町）

津波復興拠点（中心市街地エリア）と低地部が効果的に連携し、まちなかの再生・活性化に資するよう、産業集積等の早期実現に向けた事業化計画策定のために必要な調査事業を実施した上で、「山田町まちなか再生計画」を策定。

カ 災害復興公営住宅整備事業（実施主体：岩手県、山田町）

住宅を失った被災者の居住の安定を図るため恒久的な住宅の供給を推進する必要があることから、災害復興公営住宅等の整備を行い、被災者の生活再建を支援する。

キ 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

ク 山田町中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、山田町）

被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ケ 災害復旧資金融資利子補給事業（実施主体：山田町）

岩手県災害復旧資金、東日本災害復旧資金等の震災関連の貸付を受ける町内の中小商工業者に対し、10年間利子の全額を補助する。

コ 中小商工業金融対策資金融資事業（実施主体：山田町）

中小企業に対する運転資金や設備資金などの融資に対し、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助する。

サ 中小商工業者融資利子等補給事業（実施主体：山田町）

町内事業者が岩手県中小企業向け融資制度を利用した場合、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助する。

シ 商工業者復興サポート事業（実施主体：山田町、山田町商工会）

被災した商工業者等を対象に、経営相談などの情報提供を中心に、被災事業者の事業継続を支援するための事業サポートを行う。

ス 山田の魅力発信実行委員会助成事業（実施主体：山田町）

交流人口の増加による経済の活性化を図るため、山田の魅力発信実行委員会が開催する山田の秋祭りと連動したイベントや山田の物産をPRするイベントを支援する。

(2) 法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

①事業の効果

中心市街地に食料品等を扱う小売業の入居を想定した共同店舗を整備する。本事業を実施することにより、中心市街地に小売業等の集積が図られ、商業機能の集積や利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

(1)②に同じ

※ 商業施設整備事業は雇用等被害地域において実施される。

③特別の措置

(ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条の規定に基づく措置）

(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（実施主体：経済産業省）

住民生活を支える商業機能の回復を促進し、住民の帰還や産業立地の促進等を図ることを目的として、内閣総理大臣の認定を受けたまちなか再生計画に基づき、まちづくり会社等が行う商業施設等の整備に要する経費を補助する。

イ 山田地区津波復興拠点整備事業（実施主体：山田町）

山田地区は町の中心的機能を担う地区であることから、早期復旧に向けた事業手法として本事業を導入し、拠点的商业地にふさわしい商業施設や業務施設、公共・公益的施設等を再整備し、復興事業全体を先導・牽引するとともに、町民の暮らしと生業の早期再生を目指す。

ウ 都市防災推進事業—復興まちづくり計画策定（実施主体：山田町）

住民説明会やアンケート調査などにより住民意向を把握し、各地区における土地利

用方針や道路等公共施設の整備方針など、復興に向けたまちづくりの指針として復興まちづくり計画を策定する。

エ 山田地区市街地再生のための基本計画（産業集積等事業化計画）策定事業（実施主体：山田町）

津波復興拠点（中心市街地エリア）と低地部が効果的に連携し、まちなかの再生・活性化に資するよう、産業集積等の早期実現に向けた事業化計画策定のために必要な調査事業を実施した上で、「山田町まちなか再生計画」を策定。

オ 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

カ 山田町中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、山田町）

被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

キ 災害復旧資金融資利子補給事業（実施主体：山田町）

岩手県災害復旧資金、東日本災害復旧資金等の震災関連の貸付を受ける町内の中小商工業者に対し、10年間利子の全額を補助する。

ク 中小商工業金融対策資金融資事業（実施主体：山田町）

中小企業に対する運転資金や設備資金などの融資に対し、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助する。

ケ 中小商工業者融資利子等補給事業（実施主体：山田町）

町内事業者が岩手県中小企業向け融資制度を利用した場合、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助する。

コ 商工業者復興サポート事業（実施主体：山田町、山田町商工会）

被災した商工業者等を対象に、経営相談などの情報提供を中心に、被災事業者の事業継続を支援するための事業サポートを行う。

サ 山田の魅力発信実行委員会助成事業（実施主体：山田町）

交流人口の増加による経済の活性化を図るため、山田の魅力発信実行委員会が開催する山田の秋祭りと連動したイベントや山田の物産をPRするイベントを支援する。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「歩いて回れるまち」をコンセプトとして回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図ることができる。

このことにより、被災地域における経済の活性化と雇用の創出が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。